



3 ミラノールを使ったフッ化物洗口

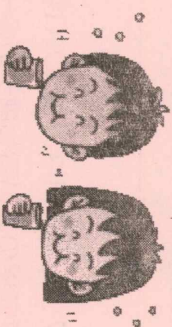
フッ化物洗口の実施は、週1回行う方法を基本とします。（各学校の実態に応じて実施時間を設定します。）

● 作製

- ・各学校において職員等大人の手によりミラノールから洗口液を作製します。

● 配付

- ・各学級において紙コップに1人あたり700ccをつぎ分けます。



● 洗口

- ・洗口液を口に含み、1分間ぶくぶくうがいをして口全体にいきわたらせます。
- ・残った洗口液は吐き出します。

※洗口後約30分間は、フッ化物が歯に作用しているため、飲食をなるべく控えます。

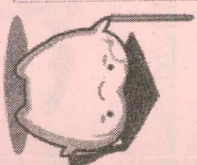
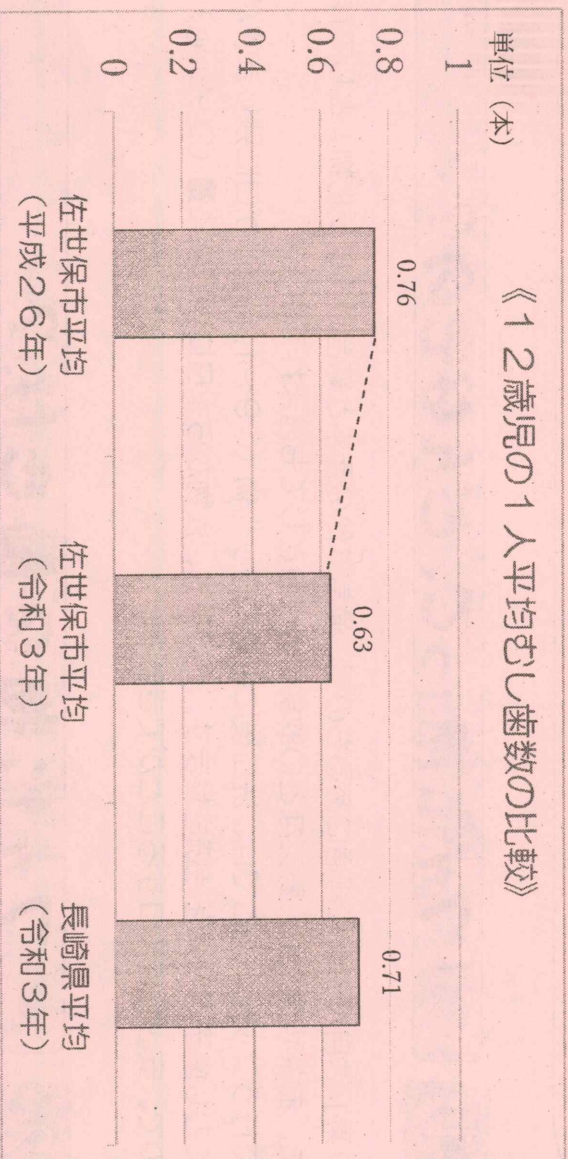


4 フッ化物洗口の効果と佐世保市の状況

佐世保市では、小学校においては平成27年度から、中学校においては令和元年度からすべての小・中学校及び義務教育学校においてフッ化物洗口を実施しています。

年々、1人平均のむし歯数は減少していく中で、むし歯をもたない子どもも増えてきていますが、むし歯をもつ子どもも依然として残っており、二極化の傾向が見られます。

学校で行うフッ化物洗口は、この傾向を解消し、すべての子どもがむし歯をもたないようにすることを目的としています。

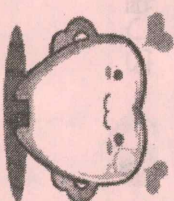


5 フッ化物洗口にかかる費用(無料)

佐世保市が行うフッ化物洗口では、薬剤・紙コップ等の経費（年間1人約500円）がかかりますが、市の補助により無料で実施します。

現在歯科医院やご家庭において「フッ化物塗布や洗口」を行っている方でも、併せてフッ化物洗口を実施することで効果が高まるといわれています。

お子様の口腔衛生のため、ぜひ実施に向けてご検討ください。



6 フッ化物洗口の安全性について

＜国の指針＞

国が示した「フッ化物洗口ガイドライン」では、適正な濃度と量を守れば、健康被害が発生することなく安全で効果的にむし歯が予防できると示されています。また、急性中毒、慢性中毒試験の結果からも安全性が確保されています。

＜斑状 (はんじょう) 歯について＞

斑状歯（歯のフッ素症：エナメル質の形成不全）は、エナメル質形成期に、過量のフッ素を含む水を長い間飲み続けると発現するもので、フッ化物洗口でこの斑状歯が生じたという報告はあっていません。

＜ミラノールとは＞

学校におけるフッ化物洗口は、安全面を第一に考え、一般家庭でも使用されている医薬品のミラノールを使います。ミラノールは、顆粒の状態では薬事法上、劇薬扱いとなりますが、洗口に用いるために溶かした水溶液は、普通薬扱いとなります。また、学校におけるの使用は、健康管理の一環として実施するものであり、学校保健法及び薬事法上、問題ありません。

＜「ミラノール使用上の注意」への対応＞

ミラノール製薬会社の使用上の注意には、副作用として次のことが記載されています。過敏症があらわれたとの報告があるので、そのような場合には、ただちに洗口を中止すること。

また、適用上の注意としては、次の記載があります。

- ① むし歯の予防（洗口）のみに使用すること
- ② 飲み込まないようによく指導すること
- ③ 飲み込むおそれのある幼児には使用しないこと
- ④ 誤って飲用し、嘔吐、腹痛、下痢等の急性中毒症状を起こした場合には、牛乳、グルコン酸カルシウム水和物等のカルシウム剤を応急的に服用させ、医師の診療を受けさせること（過敏症が現れたとの報告も記載されています。）
- ⑤ 歯科医師の指導により使用すること。

佐世保市教育委員会では、これらの諸注意を受け、市歯科医師会、市薬剤師会の協力を得ながら、より安全で安心できるフッ化物洗口を実施するよう努めます。

特に②については、ぶくぶくうがいの練習を行い、十分にできるようになってから洗口を開始します。

また、④のように誤って飲んだ場合には、その量に応じて「水を飲ませる」等の対応を行ったり、嘔吐、腹痛、下痢等の急性中毒症状が現れた場合には、カルシウム剤を飲ませたり、医師受診をさせたりするなど、それぞれの対応をマニュアルに記載しています。

⑤については、教職員や保護者の説明会等において、歯科医師会や薬剤師会と連携を図り、安全な使用法について徹底を図ります。

7 フッ化物洗口に対するご意見への対応

※佐世保市歯科医師会・佐世保市薬剤師会に確認済

? フッ化物洗口を、なぜ学校で行うのでしょうか？

小学校入学前から中学生頃に乳歯から永久歯に生え変わりますが、むし歯もこの時期になりやすいため、フッ化物によるむし歯予防は大変効果的です。

しかしながら、フッ化物洗口は個人では継続が難しいこともあり、学校でのフッ化物洗口は、「平等に健康が守られる」「むし歯予防の意識づけができる」「継続して確実な実施ができる」等のため行います。

長崎県及び佐世保市では、むし歯をもつ子どもとそうでない子どもの二極化の課題に対応するためにも、その意義と効果を認め、集団でのフッ化物洗口を進めていきます。

? フッ化物洗口の副作用が心配ですが、大丈夫でしょうか？

フッ化物の副作用である斑状歯等の慢性中毒症状は、過量のフッ化物を含む水道水を長期にわたって飲んだ時に起こります。また、嘔吐、腹痛、下痢等の急性中毒症状は一度に多量のフッ化物を摂取した時に起こるものです。

フッ化物洗口では、適量を守り、正しい使い方をすれば健康への問題はありません。学校では、ぶくぶくがいの練習を十分に行ううえで実施します。また、誤って飲んだ場合もマニュアルにしたがって適切に対応します。

? 洗口後に流れ出ていくフッ化物は環境面で大丈夫でしょうか？

洗口で排出するフッ化物の量は非常に微々たるものであり、ご家庭で使用するフッ化物配合の歯磨き剤の処理と同様に、下水として流しても環境には影響ありません。

? 学校でフッ化物洗口をすれば、歯磨きは必要ないのでしょうか？

フッ化物洗口だけでは、すべてのむし歯の予防はできません。歯磨きによるプラーク（歯垢）除去や、間食の甘味制限を行った上で、フッ化物洗口を実施すると、より効果が高まります。

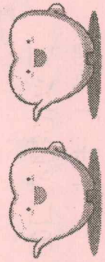
佐世保市教育委員会 学校保健課

TEL0956-24-1111（内線3115）



むし歯予防のための

フッ化物洗口



フッ化物洗口は、WHO（世界保健機関）をはじめ、世界各国の保健医療の専門機関が認める安全で効果の高いむし歯予防の一つであり、厚生労働省もフッ化物の利用を推奨しています。

本市では、「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」及び推進計画等を策定し、フッ化物洗口の実施を進めています。

ところが、フッ化物洗口で使用するミラノール（顆粒）が劇薬扱いになっていること、また、誤って飲みこむ恐れがあるのではないかとということ等、実施を不安視し、反対する声も聞かれます。

そこで、佐世保市教育委員会では、佐世保市歯科医師会や薬剤師会と連携を図り、安全面に十分配慮し、教育委員会の責任の下で、フッ化物洗口の推進を図ります。

本リーフレットには、フッ化物洗口の問題点・留意点も明記していますので、保護者の皆様におかれましては、どうしたらお子様の安全が守られるか、どうしたら安心して実施できるか等についても、併せてご覧いただきたいと思います。

つきましては、むし歯の発生しやすい時期にしっかり予防しておきたい、むし歯をもつ子どもとない子の二極化を防ぎたいという教育委員会の考えにご賛同いただき、フッ化物洗口の実施に向けて、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 「フッ化物」って、どんなもの？

「フッ素」は自然の中に普通にあるもので、通常は他の元素と結合し「フッ化物」として存在します。また、お茶や魚介類、野菜などの飲食物の成分としても含まれています。

学校で行うフッ化物洗口では、洗口後に少量のフッ化物（0.9～1.4mg）が口に残りますが、歯に作用してむし歯予防効果を持続させます。その量も、食物から1日に摂取する量（2～3mg）より少ないので、安心して洗口することができます。

2 フッ化物の働きは？

歯の表面から取り込まれ、歯の質を強くします。

初期のむし歯の再石灰化（少し溶けたエナメル質を元に戻すこと）を促進します。

むし歯菌の活動を抑えます。

市販の歯磨き剤の約90%にフッ化物が配合されています。

フッ化物配合の歯磨き剤に比べ、

フッ化物洗口の永久歯のむし歯

予防効果は約2倍です。



フッ化物配合の歯磨き剤の効果 20～30%

フッ化物洗口の効果 50～60%